

(2) 飲酒・酒気帯び運転の根絶

令和 2 年 5 月から令和 3 年 6 月の僅か 1 年の間に、会員事業者から 3 件もの飲酒による検挙事案が発生するという、前代未聞の事態は記憶に新しいところであります。協会では従来に増して各種啓発活動を強力に推進し、会員各社におかれましては、日々の対面点呼の徹底をはじめ、様々な形で指導・教育の徹底等ご尽力いただいた結果、令和 3 年 6 月の事案を最後に 1 年半以上にわたり検挙事案が発生しておりません。しかし、飲酒運転はわずかな気の緩みが引き起こす極めて悪質な犯罪行為であります。今一度、“飲酒運転は絶対に許さない!” という認識を、各社従業員はもとより業界全体でしっかりと共有し、引き続き飲酒運転の根絶に向け万全を期したいと考えております。

(3) 重大交通事故の防止

令和 4 年は重大交通事故削減目標として①第一当事者となる死亡事故「ゼロ」、②第一当事者となる事故 2 件以内を掲げ取り組みをお願いしてまいりましたが、以下の通りいずれも達成することはできませんでした。

(③飲酒・酒気帯び、危険ドラッグ運転 ゼロは達成)

	第一当事者		第二当事者		合計	
	発生件数	内死亡事故	発生件数	内死亡事故	発生件数	内死亡事故
令和 4 年	4	2	5	2	9	4
令和 3 年	10	4	3	1	13	5
増減	-6	-2	2	1	-4	-1

我々トラック運送事業者の事業経営第一の課題である交通事故防止につきましては、全力で取り組んでいただいておりますが、引き続き「対面点呼」の完全実施を含めた、「運行管理」の徹底を図ると共に、時宜を捉えた適切な「声かけ」や指導・教育の充実を図ることで、第一当事者となる事故の絶無を期してまいりたいと考えております。また、今年も次の通り削減目標を設定し、各種取り組みを進めてまいります。

〈令和 5 年 重大交通事故削減目標〉

- ① 飲酒にまつわる検挙事案を「ゼロ」とする。
- ② 第一当事者となる死亡事故「ゼロ」とする。
- ③ 第一当事者となる事故を 2 件以下とする。

2. 労働災害防止への取り組み

令和 4 年は、労働災害削減目標として①死亡労働災害「ゼロ」、②休業 4 日以上之死傷災害 90 件以下を掲げ、陸災防岩手県支部と連携し労災の発生傾向とその対策について適宜情報共有を図り注意を喚起すると共に、業種・業態別の研修会を“タンクローリー”をテーマに開催した他、ドライバーの高年齢化を踏まえ「健康管理セミナー」「健康起因事故防止セミナー」を開催、更には会員からの開催要望に応じ、今回初めてとなる「タイヤ空気充填業務特別教育」を実施するなど、取り組みを進めてまいりました。しかし結果といたしましては、休業 4 日以上となる死傷災害が 118 件（内 1 件は死亡災害）発生し、目標の達成には至りませんでした。

令和 5 年は第 14 次防 5 か年計画のスタートの年となることから、現状を踏まえつつ、防災計画が示す労働災害の削減目標を考慮の上、あらためて本会としての削減数値目標を早急に設定し、引き続き、労働災害防止に向けた取り組みを継続してまいります。

3. 適正化事業の推進

東北運輸局長から指定され「岩手県貨物自動車運送適正化事業実施機関」が行う「巡回指導」では、概ね 2 年に 1 度、県内の全トラック運送事業の営業所を来訪し、関係法令に基づく適切な事業運営が行われているか 38